

# 山梨県公報

第千二百五十七号

平成十四年

一月十七日

木曜日

## 目次

保安林の指定の解除の予定.....	一五
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除.....	一五
肥料取締法施行細則第五条の規定による表示事項.....	一五
換地計画の適当決定.....	一六
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	一六
公安委員会	
遊技機の型式の検定.....	一六

## 告示

### 山梨県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十四年一月十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
東八代郡御坂町下黒駒字天神原一六〇一の一(次の図に示す部分に限る。)
  - 二 保安林として指定された目的  
水害の防備
  - 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び御坂町役場に備え置いて縦覧に供す。)

### 山梨県告示第十三号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定によるみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十二年山梨県告示第四百八十二号)は、解除する。  
平成十四年一月十七日

山梨県知事 天野 建

### 山梨県告示第十四号

肥料取締法施行細則(昭和二十五年山梨県規則第七十二号)第五条の規定による表示事項を次のように定め、肥料取締法施行細則第六条の規定による表示事項(昭和五十九年山梨県告示第八十号)は、廃止する。  
平成十四年一月十七日

山梨県知事 天野 建

肥料の種類	表示事項
1 石灰窒素が原料として使用された普通肥料(原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。)	この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後24時間以内は飲酒しないでください。
2 たばこくずが原料として使用された普通肥料	この肥料には、たばこくず(粉末)が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。
3 土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料	この肥料には、硝酸化成抑制材料が入っていますから、葉面散布用には使用しないでください。
4 才硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料	この肥料には、才硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないでください。
5 動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等)に関する省令(昭和51	この肥料には、動物由来たん白

年農林省令(第35号)別表1の1の(1)のケ、コ又はサに定めるほ乳動物由来たん白質、家禽たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。)が原料として用された普通肥料

質が入っていますから、家庭・使用口に入らないところで保管してください。

山梨県告示第十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、高根町長から認可申請のあった五町地区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。  
平成十四年一月十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 縦覧書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成十四年一月十八日から同年二月十五日まで
- 三 縦覧場所  
高根町役場
- 四 異議申出期間  
平成十四年二月十六日から同年三月二日まで

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年一月十七日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十三年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 自立ネットワーク山梨

- 2 代表者の氏名 瀬下浩美
  - 3 主たる事務所の所在地 甲府市川田町五百六番地
  - 4 定款に記載された目的
- この法人は、障害者に対して、自立生活支援に関する事業を行い、障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年一月十六日までとする。  
平成十四年一月十七日

山梨県公安委員会  
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式名	製造業者又は輸入業者名	検定番号
株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRポクポク坊主Z	株式会社メイシー販売	一〇〇五二九
株式会社エレコ 代表取締役 小森富美雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第五号(別表第二)	ダイナワード	株式会社エレコ	一四〇五五七
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一)	CRゴツド21R	株式会社ニューギン	一〇〇五六八

第二種特別電  
動役物

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番